



ヨットレースに楽しく参加するために・・・

怪我をしない、させない。
艇をぶつけない、されない。
そのために

ヨットのルールを知っておこう！

体調の悪い時／人は乗艇しない、させない。
専任の他艇監視要員を決めておく。

ポンツーンを離れる前に安全備品等を再度確認する。
その日の干満時刻と天気図を見ておく。
複数の連絡方法を確保すると。
燃料を確認する。
無理をしない。



セーリング競技規則

基本原則

スポーツマンシップと規則

セーリング・スポーツの競技者は、守り守らせる一連の規則により統制されている。スポーツマンシップの基本原則は、競技者が規則に違反した場合、速やかにペナルティーを履行することであり、リタイアの場合もある。

セーリング・スポーツの原則は、スポーツマンシップの原則に従って規則を守り、規則違反をした場合は速やかにペナルティーを履行することです。それがリタイアである場合もあります。また規則違反をした艇に規則を守らせることも大事です。



環境責任

参加者には、セーリング・スポーツが環境におよぼすいかなる悪影響も、最小限にすることが奨励される。

環境保護に努めましょう。……ゴミを捨ててはいけません。油を流してはいけません。

安全

危険な状態にあるものを助けること

あなたがもし危険な状態にある艇・人員を見つけたら出来る限り可能な援助を与えなければなりません。でも自艇・その乗員自身の安全確保が第一です。

救命具と個人用浮揚用具

艇はライフジャケットの他、そのレース形態に合った救命具等を用意していなければなりません。ライフジャケット等の個人用浮揚用具を着用することは、競技者個人の責任です。



Y旗（個人用浮揚用具を着用せよ）

公正な帆走

艇およびそのオーナーは、一般に認められているスポーツマンシップとフェア・プレーの原則に従って競技しなければならない。

規則を受け入れること

この競技規則に基づき運営されるレースに参加することにより、各競技者と艇のオーナーは、規則について同意することになる。

裁判所に訴えずに、セーリング競技規則に従って規則違反に関する紛争を解決・処理することに同意することでもあります。

レースをすることの決定

レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任は、その艇にのみある。

艇と乗員の安全確保は艇長・オーナーの責任です。

ドーピング防止

ドーピング防止規定に従わなければならない。

筋力増強剤・興奮剤等の禁止物質／薬物の使用を企てる、或いは使用／摂取してはいけません。またそれらを販売・供与・輸送・送付・配布または配達しても、また保有してもいけません。検査を拒んではいけません。

いくつかの語句の説明

規則:

- ・セーリング競技規則-RRS(定義、レース信号、序文、前文、関連する付則の規則)
- ・ISAF規定(19:資格規定、20:広告規定、21:ドーピング防止規定、22:セーラー分類規定)
- ・各国連盟規程(JSAF規程)
- ・クラス規則(ハンディキャップシステム、レーティングシステムを含む)
- ・レース公示
- ・帆走指示書
- ・大会を管理するその他の文書
(それぞれの大会により異なり、レース公示と帆走指示書に記載される)
IRC規則、ORC規則(ORC-i/ORC-Club)、ISAF外洋特別規定(カテゴリー0~6) / JSAF外洋特別規定、ORCグリーンブック(選手権大会規則、標準レース公示ガイド、標準帆走指示書ガイド)、セーリング装備規則-ERS、海上衝突予防法、港則法、関連法規・条例、TRS(東海レーティングシステム)、学連申し合わせ事項、その他
- * ケースブック、コールブック(MR、TR)、推進方法(規則42)に関するISAFの公式解釈、最高審判委員会判例(国内レースのみ)
【参考】ISAFレースオフィシャルズ委員会公表のQ&A

レース中:

スタート信号の4分前に発せられる準備信号からレースは始まり、フィニッシュしてフィニッシュラインから又はマークから離れるまでその艇はレース中です。

マーク:

帆走指示書で回るように求められている物体(ブイ)、スタートラインとフィニッシュラインの両端の本部船とブイのことを言います。アンカーラインとマークに偶然に付着したものはマークの一部ではありません。

ゾーン:

マークに近い方の艇の3艇身の距離で囲まれた、マーク周囲の区域をいいます。

レース公示:

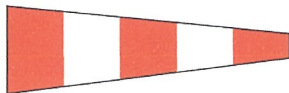
誰(団体)が、どんな大会をいつ・どこで・どの規則により開催するのか、また参加要件等を記載した文書。大会開催の1年~3か月くらい前までに公表される。・・・主催団体が作成。

帆走指示書:

適用される規則等、レース日程、帆走するコース・マークの説明等実際にレースを行う際の指示事項等を記載した文書。大会開催の3か月～数日前までに公表される。…レース委員会が作成。

スタート信号:

スタート予定時刻の5分前の予告信号(一般的にはクラス旗の掲揚/音響信号1声)、4分前の準備信号(P旗、I旗、Z旗、Z旗を伴ったI旗、U旗又は黒色旗の掲揚/音響信号1声)、1分前の準備信号旗の降下/音響信号長音1声そしてスタート時の予告信号旗の降下/音響信号1声の一連の手続きを指します。…規則26、29、30も参照して下さい



延期信号 (AP旗)
(スタートしていないレースを延期する、予告信号は降下1分後)



予告信号(エリカカップの場合)・・・JSAF旗
(スタート5分前に掲揚されスタート時降下)



P旗



I 旗規則適用



Z旗規則適用



黒色旗規則適用

準備信号(この信号からレースが始まる)
(スタート4分前に掲揚されスタート1分前に降下)



リコール信号 (X旗)
(全艇リコール解除又はスタート信号4分後に降下)



ゼネラルリコール(第1代表旗)
(予告信号は降下1分後)

主催団体:

大会を主催する団体(組織委員会、実行委員会等との共同主催もある)のことをいいJSAF(公益財団法人 日本セーリング連盟)、JSAF外洋東海、愛知県ヨット連盟、日本IRCオーナーズ協会、日本ヨットマッチレース協会、日本学生外洋帆走連盟、全日本学生ヨット連盟、日本J24協会等を指す。競技役員(レース委員会委員等)を任命する。

レース委員会:

主催団体により任命され、帆走指示書を作成し、レースを運営します。

イクイップメント・インスペクター、メジャー (計測委員会):

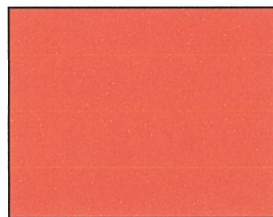
レース委員会又は主催団体により任命され、艇又は個人の装備がクラス規則等に従っていないと判断した場合には当該競技者・艇をレース委員会へ報告、又はプロテスト委員会へ抗議をします。

プロテスト委員会:

レース委員会又は主催団体により任命され、抗議と救済の要求の審問をして裁決します。

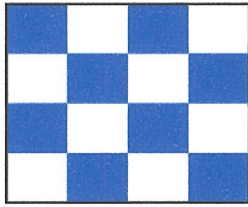
抗議・救済の要求:

ある艇が規則に違反したと思えばその艇に抗議することができます。
また自艇に何の落ち度もないのにレース委員会等の不手際、航路権の無い艇による規則違反の結果として損傷又は傷害を受け自艇の着順が著しく不利益を蒙ったと考える場合等には、当然あるべき順位を求める(救済の要求)ことができます。



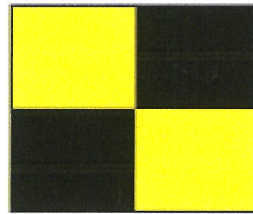
赤色旗(抗議旗)

その他の旗



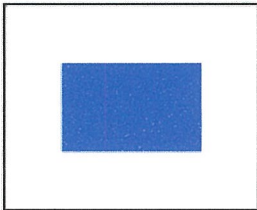
中止信号(N旗)

(スタートしたレースを中止する。
スタート・エリアに戻れ。予告信号
は降下1分後に発する。)



L旗

(陸上: 競技者への通告を掲示した)
(海上: 声の届く範囲に來い、またはこの艇に続け)



コース短縮(S旗)

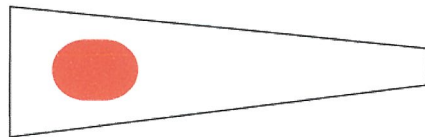
(コースは短縮された)



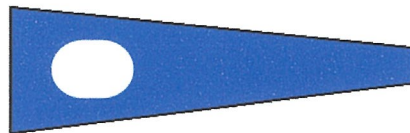
青色旗

(このレース委員会艇は、フィニッシュ・ラインにいる)

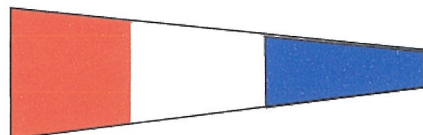
数字旗 (エリカカップではこの旗でコースを示します)



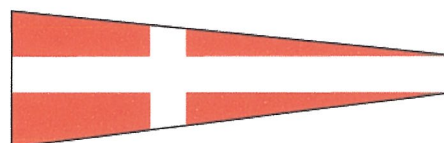
1



2



3



4

艇が出会った場合の規則

【反対のタックである場合】

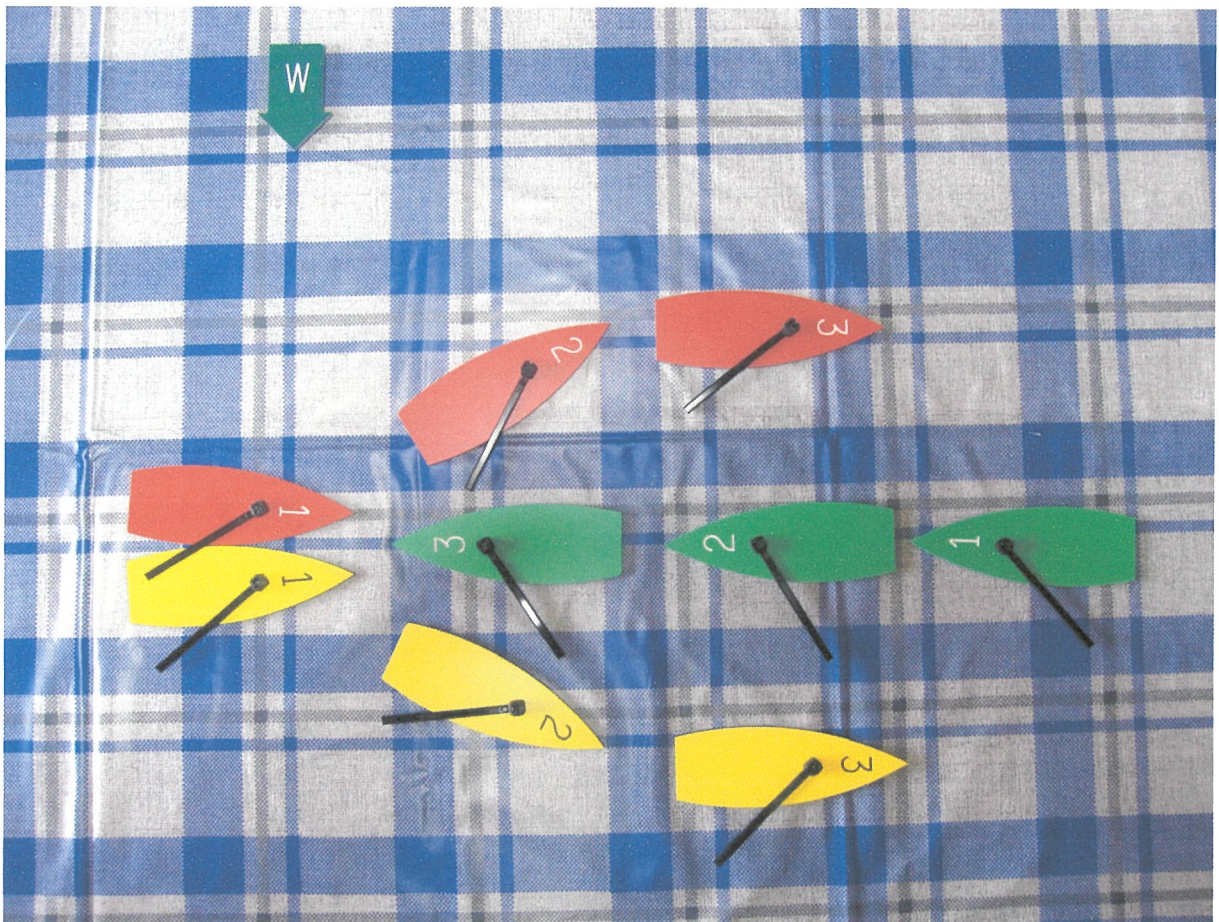
左舷開き(ポート・タック)および右舷開き(スターボード・タック):

メインセイルが右側にあるあなたの艇は左舷開き(ポート・タック)であるといい、その反対をスターボード・タックであるといいます。

…ポート・タックの艇、スターボード・タックの艇といいます

あなたがポート・タックの艇(赤艇又は黄艇)であるときはスターボード・タック

の艇(緑艇)を避けなければなりません。



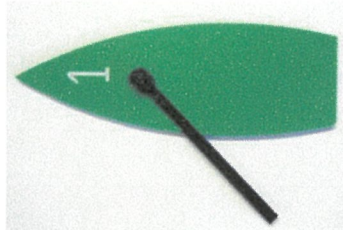
【同じタックである場合①】

* 風上(ウィンドワード)と風下(リーワード):

メインセールの出ている側を風下側といい、その反対が風上側です。

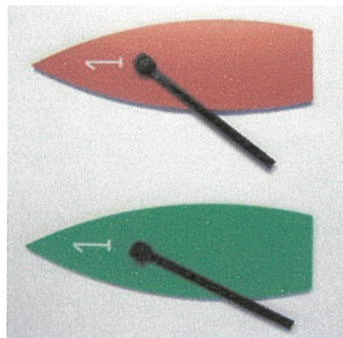
・・・風上側の艇(赤色)を風上艇、風下側の艇(緑色)を風下艇といいます

風上側



風下側

風上艇



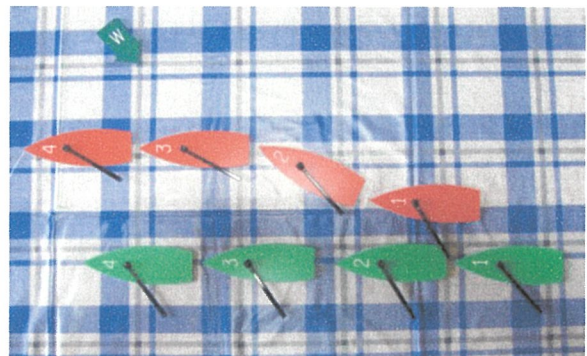
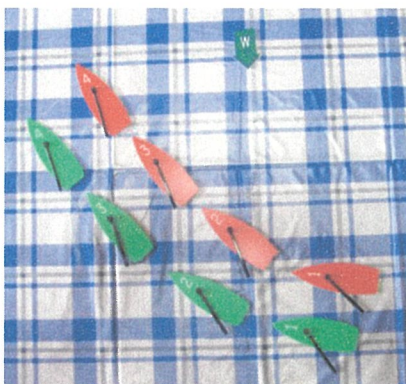
風下艇

【同じタックである場合②】

あなたが風上艇 (赤艇) であるときは風下艇 (緑艇) を避けなければなりません。

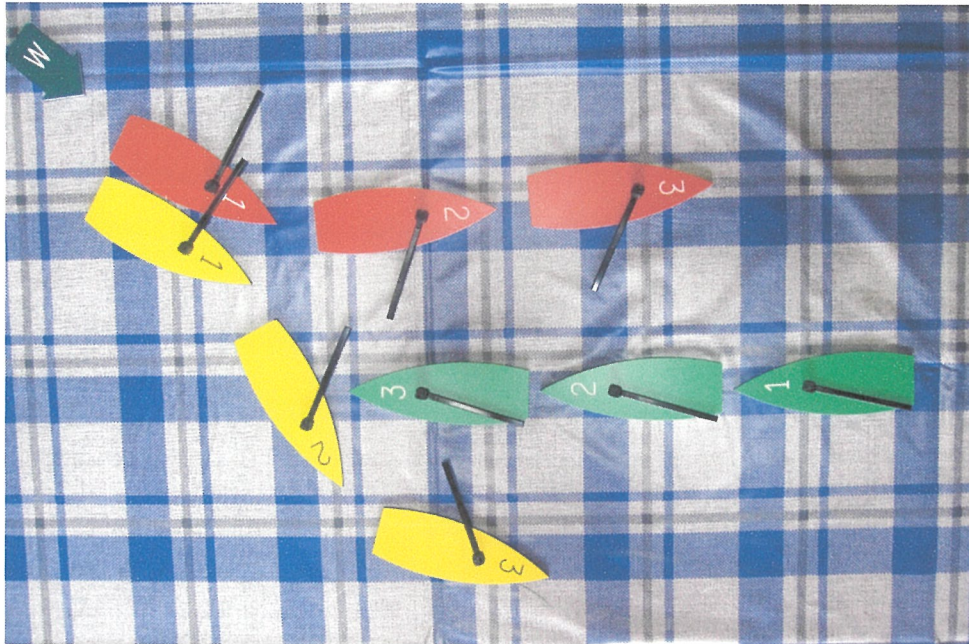
風下艇がラフしてきたら避けなければなりません

風上艇であるあなたに風下側に他艇がオーバーラップしてきた時は、あなたは風下艇を避けなければなりません



【同じタックである場合③】

風上艇であった赤艇はジャイブしてポート艇となって風下艇(緑艇)を避けた(ポート艇になっても避け続けなければならない)。風上艇であった黄艇はラフして風下艇(緑艇)を避けた

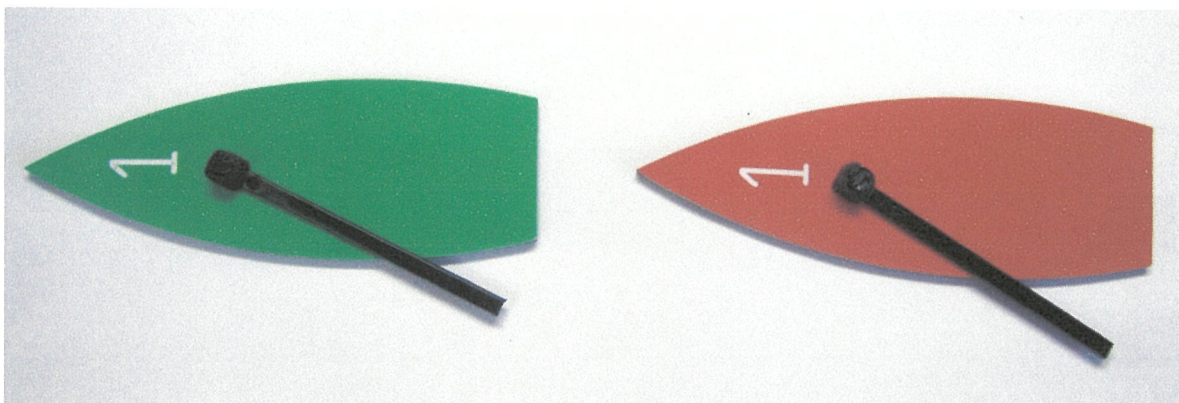


【同じタックである場合④】

* 被追い越し(クリア・アヘッド)と追い越し(クリア・アスターン):

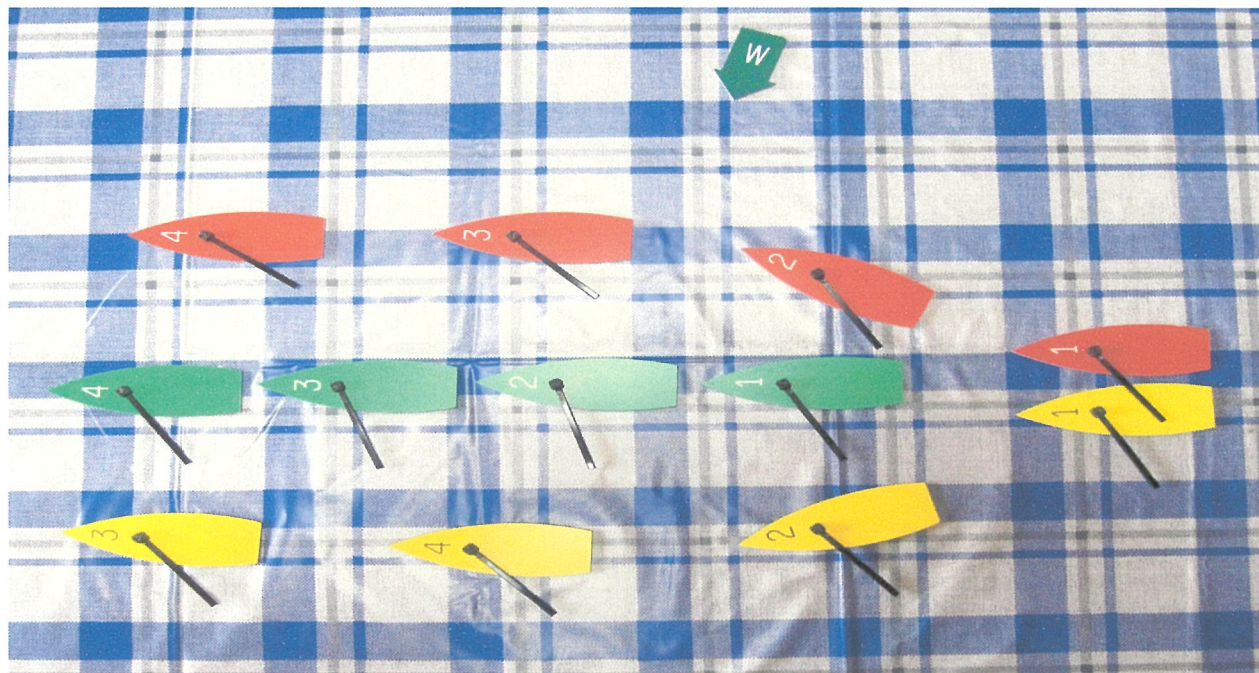
2艇の間でオーバーラップしていなくて前にいることをクリア・アヘッドにあるといい、後方にいることをクリア・アスターンにあるといいます

・・・前方にいる艇(緑)をクリア・アヘッドの艇といい、その艇の後方にある艇(赤)をクリア・アスターンの艇といいます



【同じタックである場合⑤】

他の艇(緑艇)があなた(赤艇又は黄艇)の前にいるとき、クリア・アスターンの艇(赤艇又は黄艇)であるあなたは前にいるそのクリア・アヘッドの艇(緑艇)を避けなければなりません。



艇が出会った場合の規則

- ・ あなたが方向を転換(タッキング)をする場合は、他の艇の邪魔にならないようにしなければなりません。
- ・ あなたが航路権を得ようとする時は、相手艇に対してあなたを避けるための機会を与えなければなりません。
- ・ あなたがコースの変更をしようとする時は、あなたの近くにいる艇があなたを避けるためにコースの変更ができる機会を与えなければなりません。

【その他の規則】

1、マークの回航

(a) マークが風上にあるマークである場合(タッキングを繰り返しながら近づくマーク)

1) 反対のタックの場合

* ポート・タックの艇はスターボード・タックの艇を避けなければなりません。

2) 同じタックの場合

* オーバーラップしている場合は内側(マークに近い方)の艇にマークを回るスペースを与えなければなりません

* オーバーラップしていない場合は先行している艇がマークを先に回るスペースを続けている艇は与えなければなりません

(b) マークが風上にないマークである場合(タッキングすること無しに近づくマーク)

スターボード・タック、ポート・タックに関係なく

* オーバーラップしている場合は内側(マークに近い方)の艇にマークを回るスペースを与えなければなりません

* オーバーラップしていない場合は先行している艇がマークを先に回るスペースを続けている艇は与えなければなりません

2、あなたがそのまま帆走すると大きな物体にぶつかってしまうという場合、衝突を避けるためにはコースを大きく変更しなければならないという場合で、あなたがコースを変更すると他の艇と衝突してしまうという時、

(a) クロスホールドである場合には、風上艇に「障害物タック要求、或いは傷害物があるタックするルームをくれ／Obstruction, Room To Tack」と声を掛け、相手艇がタックするか「タックせよ／You tack」と返事があつたら直ちにタックすることでぶつからずに避けることができます。

(b) クロスホールドでない場合には、あなたに航路権がある場合はその物体のどちら側にも艇のコースを変更してその物体を避けることができます。外側の艇、後続する艇は内側の艇を避けなければなりません。

3、あなたの帆走するコースに転覆している艇、コントロールを失っている艇、アンカーリングしている艇又は座礁している艇がいたら、それらを避けなければなりません。

4、レース中でない艇はレース中の艇を妨害してはいけません。またペナルティーを履行している艇や他のレグを帆走している艇を妨害してはいけません。

5、スタートする時は、スタート・ラインより前に出てはいけません。

6、主催者が決めたコースを帆走しなければなりません。

7、帆走すべきコースを規定しているマークと接触してはいけません。

8、レースに出るためマリーナを出港する時は出艇申告(書)を、帰港した時は帰着申告(書)を報告又は提出しなければなりません。またリタイアした時、或いは事故を起こした時は速やかにレース本部にその理由・内容を記載してリタイア／事故報告書を提出しなければなりません。救助をした時・された時も同じです。

- 9、**航路権に関する規則違反をした場合には、2回転のペナルティー**（同じ方向に続けて2回のタックとジャイブを行う）を他艇から離れて速やかに行うことで免罪されます。
*大型艇のレースの場合、帆走指示書で2回転を1回転に変更する場合がありますので事前に帆走指示書を確認しておくこと。
- 10、**マークに接触した場合は、1回転のペナルティー**（同じ方向に続けてタックとジャイブを行う）を他艇から離れて速やかに行うことで免罪されます。
- 11、もしあなたが、相手の艇が規則違反をしたにもかかわらず上記のペナルティーを履行しないと考えた時には、直ちに「抗議又はプロテスト(Protest)」と相手艇に声を掛け、赤色旗を掲揚し、フィニッシュの際にその艇に抗議する旨をレースコミッティー艇に伝え、マリーナに戻ったらレース本部で抗議書をもらい、所定の事項を記入して抗議締切時間までにレース本部に提出することができます。相手艇が回転のペナルティーを履行する、或いはリタイアした場合は抗議を取りやめることもできます。相手艇がこれらを履行しなくても抗議書を提出するかどうかは艇が決めることですが、規則を守らせるためには提出が推奨されます。

付則 A 得点

成績はフィニッシュした順位をその艇の得点とし、得点の少ない艇を勝ちとします。ただし、ハンディキャップ・システムまたはレーティング・システムを用いる場合、その艇の修正時間で艇の順位を決定します。

規則 A11 得点記録の略語(一部)

DNC: スタートしなかった。スタート・エリアに来なかった。

DNS: スタートしなかった(DNC と OCS 以外)。

OCS: スタートしなかった。スタート信号のときにスタート・ラインのコース・サイドにいてスタートしなかったか、または規則 30.1 (I 旗規則) に違反した。

BFD: 規則 30.3 (黒色旗規則) に基づく失格。

DNF: フィニッシュしなかった。

RET: リタイアした。

DSQ: 失格。

RDG: 救済が与えられた。

DPI: 裁量ペナルティーが課せられた。

2013-2016 セーリング競技規則改訂の要点

1、基本原則に「環境責任」が新たに設けられた

この規定は単に「ゴミを捨ててはならない」ではなく、環境を汚染しない、さらには資源の浪費をしないようにすることも含まれている。

ISAFが発行している「GUIDANCE FOR TRAINING CENTRES ON GOOD ENVIRONMENTAL PRACTICE」、「ISAF CODE OF ENVIRONMENTALLY FRIENDLY BEHAVIOUR (Protect our Seas, Lakes and Waterways)」、IOCが発行している「IOC Guide to Sport, Environment and Sustainable Development」にはその詳細が記載されています。

公益財団法人日本セーリング連盟(JSAF)行動規範の第8項にても、「公益法人である連盟として、自然破壊や環境汚染の予防、地球環境保全意識の高揚に努める。」と規定されている

2、定義「マーク」が一部変更された

2008年規則の「…アンカー・ラインかマークに一時的に取り付けられたか、または偶然に付着した物体は、…マークの一部ではない。」が2013年規則では「…アンカー・ラインかマークに偶然に付着した物体は…マークの一部ではない。」と“一時的に取り付けられたか、または”が削除された。

3、定義「マークルーム」が一部変更された

2008年規則

艇がマークへ帆走するためのルーム、その後マーク回航中にプロパー・コースを帆走するためのルームをマークルームという。ただし、マークルームを与える必要がある艇の風上かつ内側にオーバーラップした場合を除き、マークルームには、タックするためのルームを含まない。

2013年規則

艇が、求められた側でマークを通過するためのルーム。また

(a)艇のプロパー・コースがマークに向かって近づくことである場合、マークへ帆走するためのルーム

(b)コースを帆走するのに必要なだけマークを回航するためのルーム

ただし、マークルームを与える必要がある艇の内側かつ風上でオーバーラップしており、かつタックの後にマークをフェッチングすることになる場合を除き、マークルームには、タックするルームは含まない。

4、規則 18.2「マークルームを与えること」(c)が一部変更された

2008 規則

(c)艇が規則 18.2(b)によりマークルームを与えなければならない場合、その艇はオーバーラップが解けたり、新しいオーバーラップが始まったとしてもマークルームを与え続けなければならない。

ただし、マークルームを与えられた艇が風位を越えたか、またはゾーンから離れた場合には、規則 18.2(b)の適用は終了する。

2013 規則

(c)艇が規則 18.2(b)によりマークルームを与えなければならない場合、

(1)その艇は、その後オーバーラップが解けたり、新しいオーバーラップが始まったとしてもマークルームを与え続けなければならない。

(2)その艇がマークルームの資格がある艇の内側にオーバーラップした場合には、オーバーラップが続いている間、相手艇がプロパー・コースを帆走するルームもまた与えなければならない。

ただし、マークルームを与えられた艇が風位を越えたか、またはゾーンから離れた場合には、規則 18.2(b)の適用は終了する。

5、規則 41「外部の援助」(a)が一部変更された

(a)項に新たに“危険な状態にある乗員”が追記され、「病気または負傷しているか、または危険な状態にある乗員に対する援助」とされた。

これにより落水、転覆等により艇から離れた乗員は「危険な状態にある」と見なされ、救助を受けた場合はこの規則の対象となる。ただし、それによってレースが明らかに有利となった場合は、抗議されペナルティーが課せられることがあると規定された。

6、規則 42.3「推進方法・例外」(e)が新たに設けられた

(e)バテンが裏返っている場合には、艇の乗員はバテンが正しく返るまで、セーラーをパンプすることができる。この行動は艇を明らかに推進する場合には許されない。

7、規則 62.2「救済」が一部変更された

救済要求は、理由を特定した書面でなければならない。救済要求がレース・エリアで起こったインシデントに基づくものである場合には、抗議締切時刻、またはそのインシデントから2時間後のいずれか遅い方までに、レース・オフィスに提出しなければならない。それ以外の救済要求は、要求する根拠を知った後、常識的にできるだけ早く提出しなければならない。プロテスト委員会は、もっともな理由がある場合には、その時刻を延長しなければならない。赤色旗は必要としない。

*他にも多くの規則で変更等が加えられています。詳細は「J-sailing」の No99 と No100 を参照して下さい。4

[MEMO]

55

【登録・レース開催等についてのお問い合わせは】



JSAF 外洋東海 (Tokai Ocean Sailing Club)

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-21-21 丸の内東桜ビル 902

TEL 052-971-5835 FAX 052-971-5836

e-mail:office@tosc.jp

<http://www.tosc.jp/>

【ルールに関するお問い合わせは】



(公財)日本セーリング連盟(JSAF) ルール委員会

TEL 03-3481-2357 FAX 03-3481-0414

e-mail:rule@jsaf.or.jp

<http://www.jsaf.or.jp/rule/index.html>